

手術通則第5号及び第6号に掲げる手術件数

対象期間:2024年1月～2024年12月

区分	対象手術名	件数
1	ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	55
	イ 黄斑下手術等	665
	ウ 鼓室形成手術等	131
	エ 肺悪性腫瘍手術等	47
	オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術等	62
2	ア 鞣帯断裂形成手術等	26
	イ 水頭症手術等	7
	ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	4
	エ 尿道形成手術等	7
	オ 角膜移植術	0
	カ 肝切除術等	37
	キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等	53
3	ア 上顎骨形成術等	8
	イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	47
	ウ バセドウ甲状腺全摘	5
	エ 母指化手術等	15
	オ 内反足手術等	1
	カ 食道切除再建術等	6
	キ 同種死体腎移植術等	9
4	胸腔鏡又は腹腔鏡手術	342
その他	ア 人工関節置換術	100
	イ 乳児外科施設基準対象手術	16
	ウ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	35
	エ 冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む)及び体外循環を要する手術	238
	オ 経皮的冠動脈形成術(急性心筋梗塞に対するもの)	1
	オ 経皮的冠動脈形成術(不安定狭心症に対するもの)	4
	オ 経皮的冠動脈形成術(その他のもの)	11
	オ 経皮的冠動脈粥腫切除術	0
	オ 経皮的冠動脈ステント留置術(急性心筋梗塞に対するもの)	5
	オ 経皮的冠動脈ステント留置術(不安定狭心症に対するもの)	11
	オ 経皮的冠動脈ステント留置術(その他のもの)	51